

水戸市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

本事業は、茨城町との市町界の近接地に一般廃棄物の焼却施設等を整備するものであり、環境保全に万全を期するため、隣接市町との十分な調整を図るとともに、施設の計画策定、工事の実施、廃棄物の搬入・処分等供用時の各段階における適切な環境配慮と安全で確実な事業の実施が求められる。

事業者においては、こうしたことを念頭に置きつつ、方法書に記載されている事項を的確に実施することはもとより、下記の事項について十分に検討を行い、適切に環境影響評価を実施し、その結果を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載する必要がある。

また、放射性物質による影響については、茨城県環境影響評価条例第43条の規定により適用除外とされているところであるが、このたびの東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、県民の関心が極めて高いことから、準備書において検討を行う必要がある。

他にも、今後、環境への影響に関し新たな事情や事業特性が明らかになった場合においては、選定された項目及び手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行う必要がある。

記

1 総括的事項

- (1) 焼却施設及びリサイクルプラザから発生する残渣物については、事業区域周辺に整備する「一般廃棄物最終処分場」において埋立て処理をする予定にあることから、「一般廃棄物最終処分場」についても対象施設に加え環境影響評価を実施し、その内容を準備書に記載すること。
- (2) 調査対象区域の設定にあたっては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づく煙突実体高（59m）の設定例を参考としているが、焼却施設における施設の規模や焼却の方式などによって、最大着地濃度出現距離や最大着地濃度が異なってくることからこの点を踏まえ、また、地域の気象特性や行政区域、地形・土地利用の状況等も勘案して、適切な調査対象区域を検討し、その内容を準備書に記載すること。
- (3) 本事業で整備する焼却施設については、「ストーカ＋灰溶融方式」、「ガス化溶融方式（シャフト式）」又は「ガス化溶融方式（流動床式）」のいずれかを採用することとしているが、周辺環境への影響をできる限り低減する観点から、それぞれの方式について環境影響評価を行い、稼働実績や処理性能、維持管理性や安全性などを比較検討し、その内容を準備書に記載すること。

2 個別的事項

- (1) 煙突高については、地盤高（G L）＋5.9 mとして計画されているが、事業区域の埋立て等を行っても、地盤高は周辺と比較して著しく低い状況にある。
このような地理的条件下においては、方法書の採用する煙突高では、大気拡散式から推定される地上濃度予測結果や最大着地濃度、最大着地濃度出現距離にも違いが生じるおそれがあることから、周辺環境への影響を出来る限り低減するよう煙突高についての検討を行うとともに、検討後の煙突高を踏まえて、ダウンウオッシュや内部境界層形成時などの特殊な条件下における大気質への影響についても予測、評価を行い、その内容を準備書に記載すること。
- (2) 焼却施設や最終処分場から有害物質が河川等へ流出することがないように万全なる対策を講じるとともに、人の健康被害や環境への影響を防ぐ観点から、事業実施との因果関係を判断する資料とするため、予め事業区域周辺の河川（後谷川）や地下水について、環境基準項目の現地調査を行い、その結果を準備書で明らかにすること。
- (3) 涸沼流域の水質の保全を図るため、雨水や工事の実施に伴う濁水の流出防止等について具体的な環境保全対策を講じるとともに、事業実施区域周辺の河川（後谷川）における定期的なモニタリング調査を実施すること。
- (4) 事業区域周辺には、重要な動物種であるオオタカやサシバなどの猛禽類が生息している可能性が高いことから、事前に生息等確認調査を実施するとともに専門家に意見を求め必要な保全策について検討を行うこと。また、搬入路の設置場所や工事車両等の通行など、工事による影響についても検討を行い、その内容を準備書に記載すること。
- (5) 新たに建設される煙突や建物等により周辺の景観は大きく変化するが、大洗や涸沼はこの地域の主要な景観資源であり本県の重要な原風景であることから、その地域性を踏まえ、GISによる視認性の分析等を交えるなど、よりきめ細やかな検討を行い、その内容を準備書に記載すること。
- (6) 温室効果ガスの排出抑制については、施設の稼働により排出される温室効果ガスの環境影響評価のみならず、工事实施時における工事車両の排出ガスや、供用時におけるごみ収集車等事業関連車両の運行に伴う排出ガスについても対象とし、環境負荷の少ない低公害車の導入を図るなど、その内容を準備書に記載すること。
- (7) エネルギーの有効利用として、ごみ処理施設から発生する余熱利用を積極的に進めるため、余熱の発生見込量と将来の余熱利用に関する計画について準備書に記載すること。